

Newsletter

28 June 2019

本ニュースレター に関するお問い合わせ先



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
kensaku.takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com



菅 礼子
アソシエイト
03 6271 9696
ayako.suga@bakermckenzie.com

GDPR の地理的適用範囲（第 3 条）に関する ガイドライン案と、日本企業に与える影響の 分析 - Vol. 3

はじめに

本ニュースレターは、欧州データ保護会議（European Data Protection Board、以下「EDPB」）が公表した GDPR の地理的適用範囲（第 3 条）に関するガイドライン（意見募集版）¹（以下、「ガイドライン案」）を検討するニュースレターの第 3 号である。第 1 号では、GDPR 第 3 条第 1 項（拠点基準）について、第 2 号では、GDPR 第 3 条第 2 項（標的基準）について検討した。

本号では、ガイドライン案のうち、EU 域内に拠点が無い管理者又は処理者の代理人の指定について検討する。

EU 域内に拠点が無い日本企業であっても、GDPR 第 3 条第 2 項の適用を受けられる場合、EU 域内の代理人を指定することが必要となる。代理人の指定にあたっては、データ主体がどの EU 加盟国に所在するか、特定の EU 加盟国に集中しているかを確認した上で、データ主体や監督機関とのコミュニケーションを含め、代理人としての義務と責任を十分に果たすことのできる者を選ぶことが求められる。代理人の選任義務は、データ管理者又はデータ処理者に対するのと同様に代理人に対する執行を可能にすることを目的とするものである。したがって、代理人に対して行政罰（制裁金）が科されたり、代理人自身が責任を問われる可能性がある。

目次

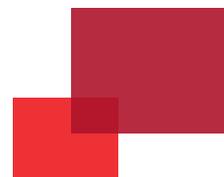
[Vol. 1 - GDPR 第 3 条第 1 項（拠点基準）の適用](#)

[Vol. 2 - GDPR 第 3 条第 2 項（標的基準）の適用](#)

Vol. 3 - （本ニュースレター） EU 域内に拠点が無い管理者又は処理者の代理人の指定

なお、このガイドライン案に対する意見募集手続きは 2019 年 1 月 18 日に終了したが、2019 年 6 月 28 日時点において、未だ最終版は公表されていない。

¹ https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-32018-territorial-scope-gdpr-article-3-version_en



EU 域内に拠点が無い管理者又は処理者の代理人の指定 - Vol. 3

1. EU 域内の代理人を指定する義務

GDPR 第 27 条第 1 項は、GDPR 第 3 条第 2 項が適用される場合、データ管理者又はデータ処理者は書面により EU 域内の代理人を指定しなければならない旨を規定している。

代理人は、EU 域内に拠点を有していれば、個人であっても法人であってもよく、法律事務所、コンサルタント、私企業など、幅広い営利・非営利の団体が務めることができる。ある代理人が複数のデータ管理者又はデータ処理者の代理人を務めることも可能である。他方で、会社その他の団体が代理人を務める場合、各データ管理者又はデータ処理者につき、その「担当者」として特定の個人を指定することが推奨されている。

EDPB は、代理人の職務はデータ保護責任者（data protection officer (DPO)）の職務と両立することができないとしている。なぜなら、データ保護責任者はその職務に関してデータ管理者又はデータ処理者から指示を受けず、独立性が求められるのに対し、代理人はデータ管理者又はデータ処理者から直接指示を受け、これに従うことが求められているからである。

データ管理者又はその代理人は、代理人の選任について、監督機関に届け出る義務を負わないが、データ主体に対しては、データ収集時の通知義務の一環として、代理人に関する情報を通知する義務を負う。

なお、ガイドライン案は、データ管理者又はデータ処理者は、GDPR 第 27 条に従って代理人を指定したことをもって、当該データ管理者又はデータ処理者が EU 域内に拠点を有するとして GDPR 第 3 条第 1 項の適用を受けることはない旨を明確にしている。

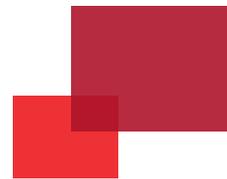
2. EU 域内の代理人を指定する義務の例外

GDPR 第 27 条第 2 項は、GDPR 第 3 条第 2 項が適用される場合であっても、EU 域内の代理人を指定する義務を負わない場合として、二つの例外を定めている。

- データ管理者又はデータ処理者が公的な機関又は団体である場合
- データの処理が、(a) 偶発的であって、(b) 第 9(1)条に定める特別なカテゴリーのデータ又は刑事事件の有罪判決及び訴追に関する個人データの「大規模な」処理を含まず、(c) 処理の性質、状況、範囲及び目的に照らして、自然人の権利及び自由に対する危険をもたらす可能性が低い場合

3. データ主体が所在する EU 加盟国に拠点を有すること

GDPR 第 27 条第 3 項によれば、代理人は、（商品又は役務の提供に関して個人データが処理され、又は、その行動がモニタリングされている）データ主体が所在する EU 加盟国の一つに拠点を有することが必要である。なお、EDPB は、代理人の拠点について基準となるのは、データ主体が所在する場所であって、データ処理が行われる場所は無関係である、としている。



EDPB は、データ主体の大部分が特定の EU 加盟国に集中している場合には、代理人が当該加盟国に拠点を有することを推奨している。もっとも、代理人は、他の EU 加盟国に所在するデータ主体からも簡単にアクセスできることが求められる。

4. 代理人の義務と責任

EU 域内の代理人は、データ管理者又はデータ処理者に代わって、GDPR に基づくデータ管理者又はデータ処理者の義務について行動する者である。例えば、データ主体から権利行使を受けた場合、代理人自身がそれに応じる責任を負うわけではないが、有効に権利行使がなされるよう、データ主体とデータ管理者又はデータ処理者の間のコミュニケーションを円滑にする役割を負う。

また、EU 域内の代理人は、データ管理者又はデータ処理者の責任に基づくデータ処理活動の記録を維持する義務を負う。EDPB によれば、これは（代理人とデータ管理者又はデータ処理者の）共同義務であり、EU 域外のデータ管理者又はデータ処理者は、代理人が当該記録を維持・提供できるよう、全ての正確で最新の情報を代理人に提供しなければならない。

さらに、EU 域内の代理人は、監督機関への協力といった任務をデータ管理者又はデータ処理者の指示に従って遂行する。実務的には、監督機関は、EU 域外のデータ管理者又はデータ処理者の義務に関するいかなる事項について、代理人に連絡を取るようになる。そして、代理人は、監督機関とデータ管理者又はデータ処理者の間の情報提供や手続的なやりとりを円滑にする役割を負う。

このように、データ主体や監督機関が EU 域外のデータ管理者又はデータ処理者と簡単に連絡を取り、円滑にやりとりすることができるよう、代理人には、言語対応を含め、十分なコミュニケーション能力と知識が求められることになる。

なお、代理人を選任することは、GDPR に基づくデータ管理者又はデータ処理者自身の責任に影響せず、データ管理者又はデータ処理者自身に対して開始される可能性のある法的手続にも影響を与えない。他方で、代理人の選任義務は、データ管理者又はデータ処理者に対するのと同様に代理人に対する執行を可能にすることを目的とするものである。したがって、代理人に対して行政罰（制裁金）が科されたり、代理人自身が責任を問われる可能性がある。

5. 日本企業に与えるインパクト

EU 域内に拠点のない日本企業であっても、GDPR 第 3 条第 2 項の適用を受けるとした場合、EU 域内の代理人を指定することが必要となる。代理人の指定にあたっては、データ主体がどの EU 加盟国に所在するか、特定の EU 加盟国に集中しているかを確認した上で、データ主体や監督機関とのコミュニケーションを含め、代理人としての義務と責任を十分に果たすことのできる者を選ぶことが求められる。